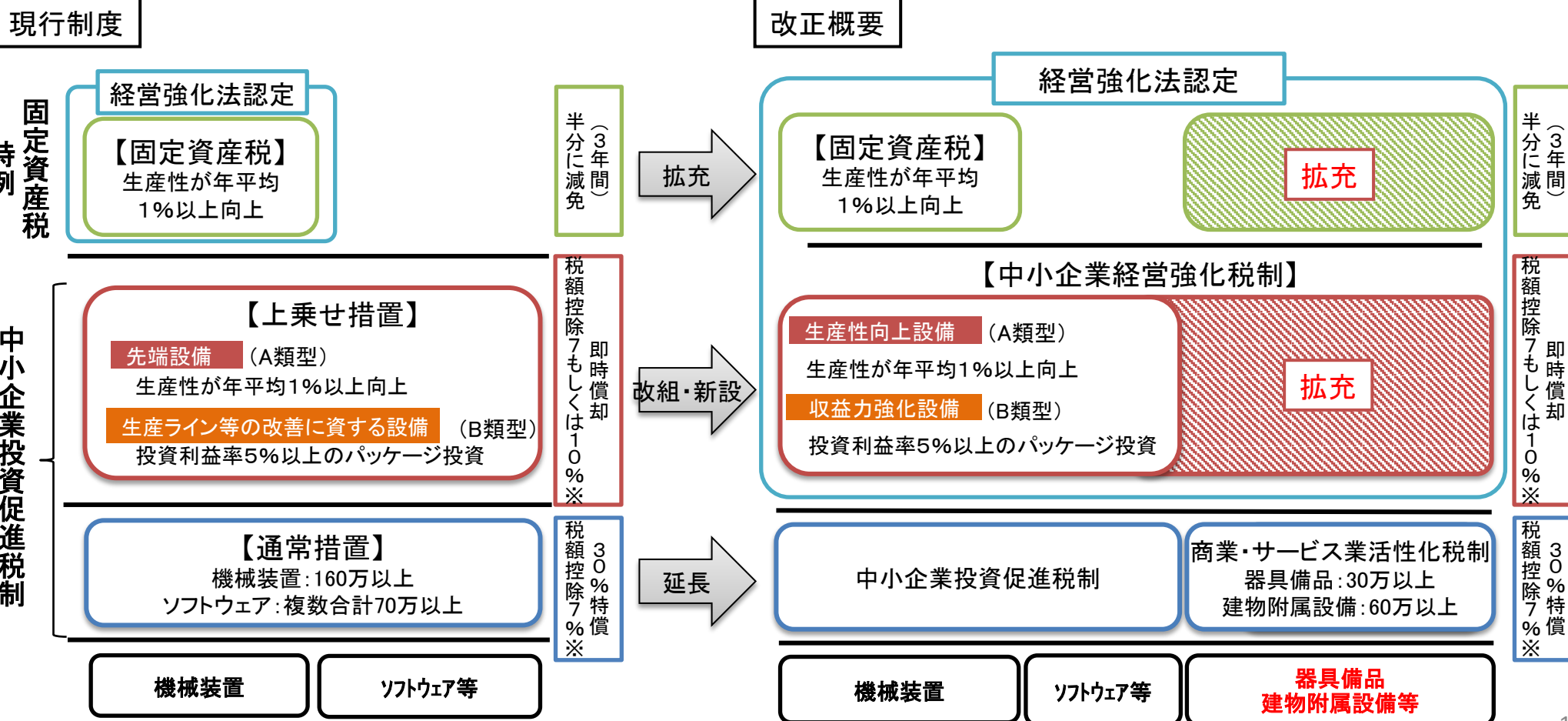


1. 中小・小規模事業者の「攻めの投資」を支援する税制措置 (法人税・所得税・法人住民税・事業税・固定資産税) 拡充

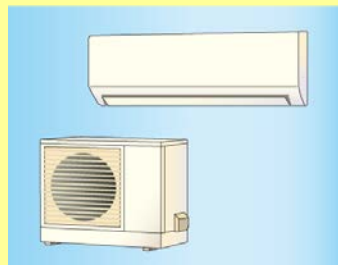
- 中小・小規模事業者の「攻めの投資」を後押しするため、中小企業投資促進税制の上乗せ措置（即時償却等）を改組し、中小企業経営強化税制を創設。対象設備を拡充し、器具備品・建物附属設備を追加（適用期間は2年間）。固定資産税の特例対象設備も同様に拡充することで、サービス業も含め、幅広く中小企業の生産性向上を強力に後押し。
- 中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制も適用期限を2年間延長。



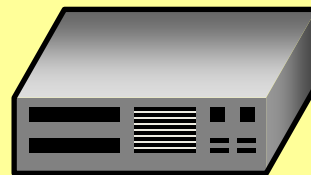
< 器具備品 >



冷蔵陳列棚



ルームエアコン



サーバー



業務用冷蔵庫



介護浴槽



ブレーキ・スピードテスター



介護用アシストスーツ



三次元座標測定機(測定機器)
(寸法をマイクロメートル単位で測定)

< 建物附属設備 >



エレベーター



空調設備

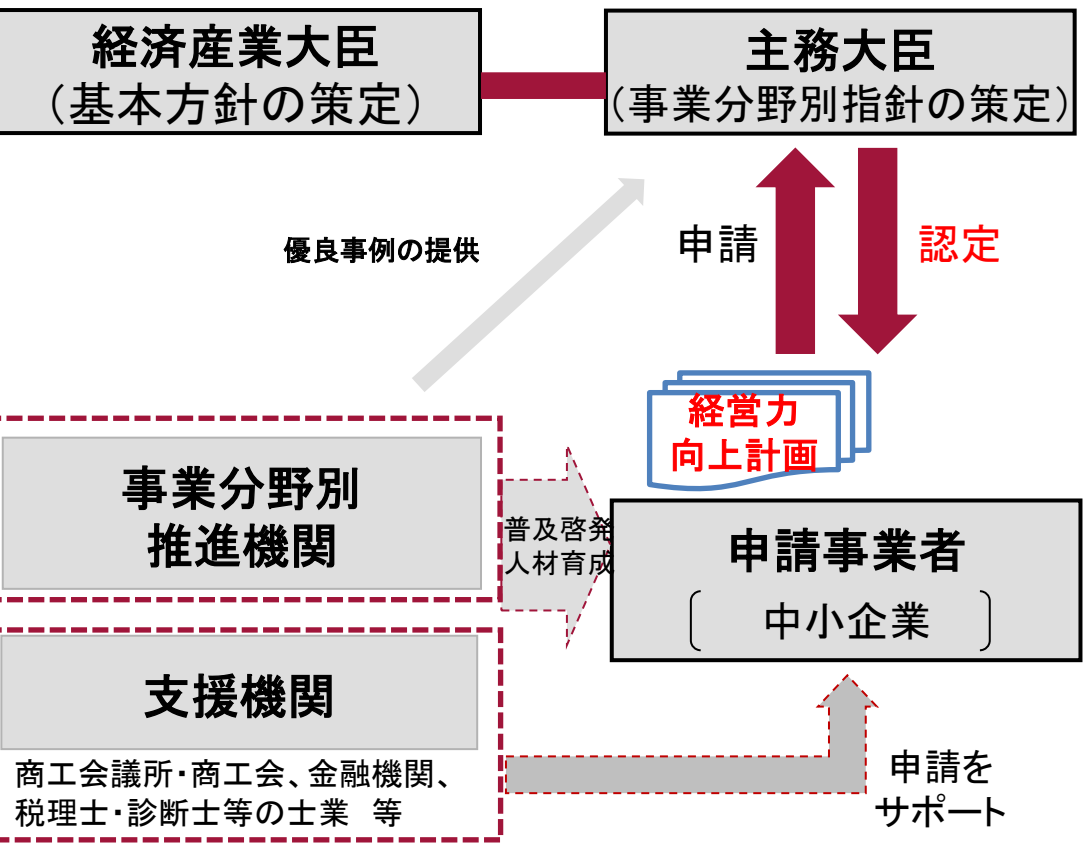


高圧受電設備

- GDP600兆円に向けて、中小企業の生産性向上は緊急の課題。
- 特に赤字法人を含む商店・飲食店・介護事業者などの中小サービス業の生産性向上を促すため、中小企業等経営強化法の認定を受けた事業者が取得する機械装置に係る固定資産税の特例措置を拡充し、対象設備に器具備品・建物附属設備等を追加。追加設備については、対象となる地域・業種を限定し、重点的に支援する。

新制度 【適用期間：平成30年度末まで】

【中小企業等経営強化法】



- 【追加する対象設備】**
- 中小企業者が **認定計画** に基づき、平成30年度末までに取得する **器具備品・建物附属設備等**
 - ※中小企業者：資本金1億円以下等、大企業の子会社除く
 - **生産性を高める設備** が対象 (H29年・30年に **新規取得**)
(旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上 (工業会等による確認) 等)
- 【特例措置】**
- 固定資産税の課税標準を、**3年間 1/2に軽減**。
- 【対象地域・業種】**
- ① 最低賃金が全国平均未満の地域 → **全ての業種**
 - ② 最低賃金が全国平均以上の地域 → **労働生産性が全国平均未満の業種**
- ※機械装置については、引き続き **全国・全業種対象**。

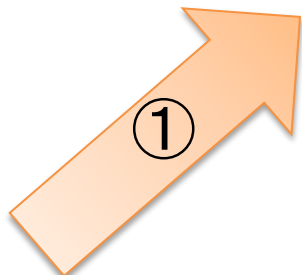


(参考) 具体的な地域・業種限定の考え方

○地域別の最低賃金に基づき、以下のように対象を指定。

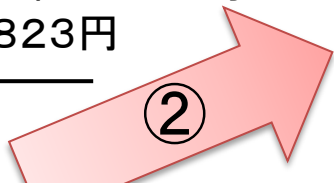
<平成28年度地域別最低賃金(昇順)>

宮崎県	714
沖縄県	714
鳥取県	715
高知県	715
佐賀県	715
長崎県	715
熊本県	715
大分県	715
鹿児島県	715
青森県	716
岩手県	716
秋田県	716
徳島県	716
山形県	717
愛媛県	717
島根県	718
福島県	726
香川県	742
宮城県	748
新潟県	753
和歌山県	753
山口県	753
福井県	754
石川県	757
岡山県	757
群馬県	759
山梨県	759
奈良県	762
福岡県	765
富山県	770
長野県	770
茨城県	771
栃木県	775
岐阜県	776
北海道	786
滋賀県	788
広島県	793
三重県	795
静岡県	807
兵庫県	819
京都府	831
千葉県	842
埼玉県	845
愛知県	845
大阪府	883
神奈川県	930
東京都	932



最低賃金が全国平均(823円)未満

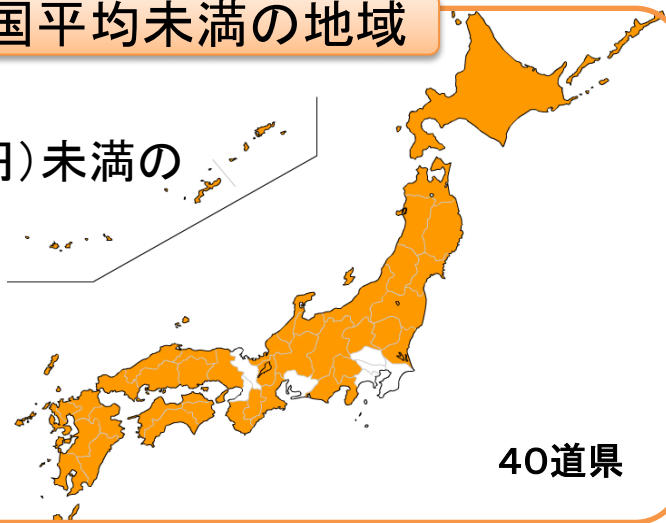
全国加重平均
823円



最低賃金が全国平均(823円)以上

①最低賃金が全国平均未満の地域

○最低賃金が全国平均(823円)未満の地域については、
全ての業種を対象とする。



40道県

②最低賃金が全国平均以上の地域

○最低賃金が全国平均(823円)以上の地域においても、**労働生産性が全国平均未満の業種(※)については特例の対象とする。**

(参考)24年経済センサスにおいては、一部の小売業(織物・衣服、飲食料品など)、宿泊業、飲食店、理美容、自動車整備業、医療業(※)、社会保険・福祉・介護業(※)などのサービス業については、労働生産性が全国平均未満。
※医療業、社会保険・福祉・介護業については東京を除く。



7都府県

(東京、神奈川、千葉、埼玉、愛知、大阪、京都)

○中小企業の稼ぐ力を向上させる取組を支援するため、中小企業等経営強化法の計画認定に基づく設備投資を、即時償却等で強力に後押し。

○従来の機械装置に加え、器具備品や建物附属設備を広く対象に加えることで、サービス業も含めて広く中小企業の生産性の向上に資する措置へと改組。適用期限は2年間。

改正概要 【適用期間:平成30年度末まで】

類型	生産性向上設備(A類型)	収益力強化設備(B類型)
要件	①経営強化法の認定 ②生産性が旧モデル比年平均1%以上改善する設備	①経営強化法の認定 ②投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
対象設備	◆機械・装置(160万円以上) ◆測定工具及び検査工具(30万円以上) ◆器具・備品(30万円以上) (試験・測定機器、冷凍陳列棚など) ◆建物附属設備(60万円以上) (ボイラー、LED照明、空調など) ◆ソフトウェア(70万円以上) (情報を収集・分析・指示する機能)	◆機械・装置(160万円以上) ◆工具(30万円以上) ◆器具備品(30万円以上) ◆建物附属設備(60万円以上) ◆ソフトウェア(70万円以上)
確認者	工業会等	経済産業局
その他要件	生産等設備を構成するものであること※/国内への投資であること/中古資産・貸付資産でないこと、等	
税制措置	即時償却 又は 7%税額控除(資本金3千万以下もしくは個人事業主は10%)	

※事業の用に直接供される設備(生産等設備)が対象。例えば事務用器具備品、本店、寄宿舍等に係る建物附属設備等は対象外。

○経営強化法では、事業分野毎に経営課題が異なること等に対応するため、14分野において、事業分野別指針を策定。経営力向上に資する取組を促している。

- ①製造業、②卸小売、③外食中食、④旅館業、⑤医療、⑥保育、⑦介護、⑧障害福祉、⑨貨物自動車運送業
⑩船舶、⑪自動車整備、⑫建設業、⑬有線テレビジョン放送業、⑭電気通信業

卸・小売業

・仕入活動及び経費管理に関するIT及び施設の利用

- 設備の省エネルギー及び省力化の推進

【高効率冷蔵陳列棚】



旅館業

・ICT投資・設備投資・省エネルギー投資に関する事項

- 設備・機器の切り替えによる労働環境や作業効率、エネルギー効率等の改善

【高効率空調】



介護サービス

・介護業務の生産性向上とそれを通じた介護職員の負担軽減

- 介護ロボットやICT等の活用

【介護支援ロボットスーツ】



1-③中小企業投資促進税制(法人税・所得税・法人住民税・事業税)

- 中小企業投資促進税制は、中小企業における生産性向上等を図るため、一定の設備投資を行った場合に、税額控除(7%)又は特別償却(30%)の適用を認める措置。
- 中小企業投資促進税制の対象設備等について一部見直しを行い(上乘せ措置を改組し、中小企業経営強化税制を創設、器具備品を縮減)、適用期限を2年間延長。

改正概要 【適用期間:平成30年度末まで】

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者等(資本金額1億円以下の法人、農業協同組合等) ・従業員数1000人以下の個人事業主
対象業種	<p>製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業(料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業を除く)、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業(物品賃貸業及び映画業以外の娯楽業を除く)</p> <p>※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く</p>
対象設備	・機械及び装置【1台160万以上】
	・測定工具及び検査工具【1台120万以上、1台30万以上かつ複数合計120万以上】
	<ul style="list-style-type: none"> ・一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万以上、複数合計70万以上】 ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く
	・貨物自動車(車両総重量3.5トン以上)
	・内航船舶(取得価格の75%が対象)
措置内容	<p>個人事業主 資本金3,000万以下の中小企業</p> <p>30%特別償却 又は 7%税額控除</p>
	<p>資本金3,000万超の中小企業</p> <p>30%特別償却</p>

- 商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業等の活性化を図るため、一定の要件を満たした経営改善設備の取得を行った場合に、特別償却又は税額控除の適用を認める措置。
- 消費税率の引き上げに向けて、経営改善の取組を行う事業者の設備投資を後押しするため、適用期限を2年間延長。

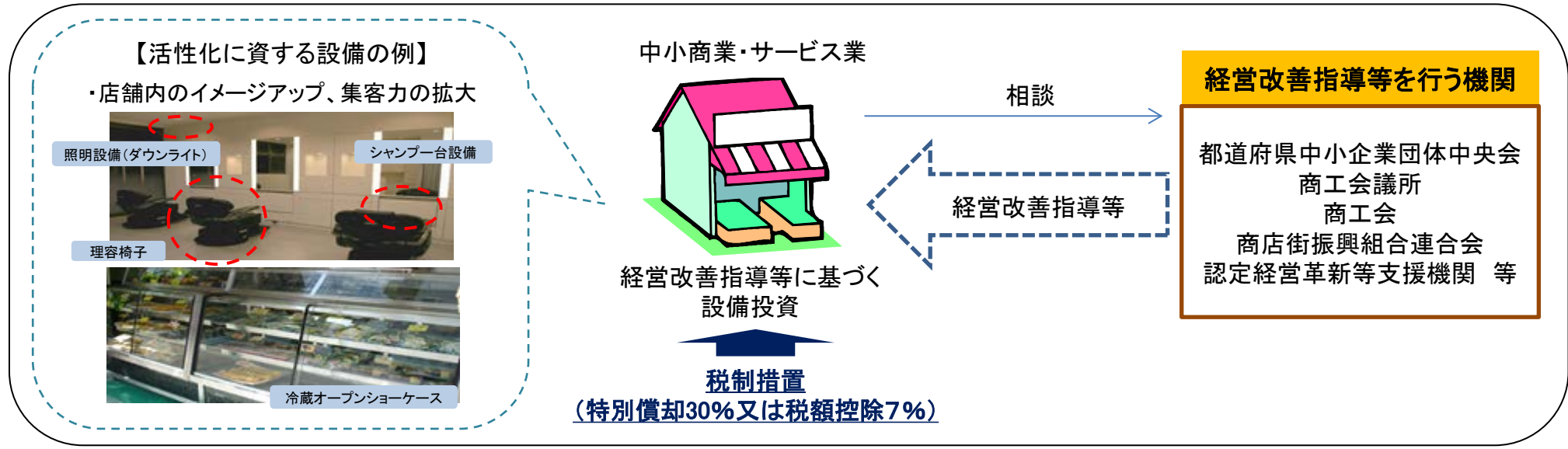
改正概要 【適用期間:平成30年度末まで】

○本税制は、商業・サービス業者等が経営改善設備(※1)を取得した場合に、取得価額の30%特別償却又は7%税額控除(※2)ができる措置。

- (※1) 認定経営革新等支援機関等(商工会議所等)による、経営改善に関する指導に伴って取得する下記の設備。
 器具・備品(ショーケース、看板、レジスター等): 1台30万円以上
 建物附属設備(空調施設、店舗内装等): 1台60万円以上

(※2) 税額控除の対象法人は、資本金が3,000万円以下の中小企業等又は個人事業主に限る。

【本税制のイメージ図】



(参考)生産性向上を促す設備等投資促進税制の縮減・廃止

○設備投資減税は、**当初の期限通り**、平成28年度に支援措置を縮減し、平成28年度末に廃止することを決定。

○縮減・廃止期限を明確化することで、期限内の設備投資を強力に後押し(「やるなら今でしょ」)。

改正概要 【適用期間:平成26年度から3年間(平成28年度末まで)】

※産業競争力強化法の施行日から適用

対象設備

A. 先端設備

○旧モデルと比べて年平均1%以上生産性を向上させる最新モデル

<対象>

◆機械・装置(限定なし)

◆器具・備品

(試験・測定機器、冷凍器付陳列ケース、サーバー^(※)など)

◆建物関連(ボイラー、LED照明、断熱材・断熱窓など)、

◆稼働状況等の情報を収集・分析・指示するソフトウェア^(※)

※サーバーとソフトウェアは中小企業のみ

◆工具(ロール)

<確認方法>

各設備を担当する工業会等が、メーカーから申請を受けて確認

B. 生産ラインやオペレーションの刷新・改善

○事業者が通常作成する設備投資計画上の**投資収益率が15%以上**

(中小企業は5%以上)

※個々の設備等は、生産性向上・最新モデル要件を満たす必要なし

<対象> 機械・装置、工具、器具備品、ソフトウェア、建物、建物附属設備及び構築物

<確認方法> 申請者が作成する簡素な設備投資計画を、会計士又は税理士がチェックし、経産局が確認。

税制措置

(注)産業競争力強化法施行日から適用

	H25年度中 (注)	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
特別償却	即時	即時	即時	50%特償	廃止
(うち建物、構築物)	即時	即時	即時	25%特償	
税額控除	5%	5%	5%	4%	
(うち建物、構築物)	3%	3%	3%	2%	

※ 産業競争力強化法の省令において対象設備の基準を定める。

(参考)生産性向上を促す設備等投資促進税制の対象設備

✓ 利用できる業種や企業規模に制限はなく、機械装置や器具備品から建物、ソフトウェアまでの幅広い設備が対象。

A類型:先端設備

設備の種類	用途又は細目
機械装置	全て
工具	ロール
器具備品	試験又は測定機器
	陳列棚及び陳列ケースのうち、冷凍機付又は冷蔵機付のもの
	冷房用又は暖房用機器
	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器 氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー(電気式のものを除く。)
建物	断熱材
	断熱窓
建物附属設備	電気設備(照明設備を含み、蓄電池電源設備を除く。)
	冷房、暖房、通風又はボイラー設備
	昇降機設備
	アーケード又は日よけ設備(ブラインドに限る。)
	日射調整フィルム

<中小企業者等の場合のみ対象>

設備の種類	用途又は細目
器具備品	サーバー用の電子計算機(その電子計算機の記憶装置にサーバー用のオペレーティングシステムが書き込まれたもの及びサーバー用のオペレーティングシステムと同時に取得又は製作をされるもの)(※)
ソフトウェア	設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの

B類型:生産ラインやオペレーションの改善に資する設備

設備種類	用途又は細目
機械装置	全て
工具	全て
器具備品	全て(※)
建物	全て
建物附属設備	全て
構築物	全て
ソフトウェア	全て